



令和7年（2025年）10月10日

第1回 熊本市電再生プロジェクトに関する専門家会議の開催について

熊本市電再生プロジェクトを進めるに当たり、複雑かつ専門性の高い課題等に対し、幅広い外部の視点による助言等をいただくため、下記のとおり「熊本市電再生プロジェクトに関する専門家会議」を開催します。

- 1 日 時 令和7年（2025年）10月22日（水） 14時00分～
- 2 場 所 熊本市交通局 3階会議室（中央区大江5丁目1番40号）
- 3 委員構成 9人程度（軌道や鉄道に精通した学識経験者や実務経験者など）
- 4 内 容
 - （1）会長、副会長選出
 - （2）専門家会議所掌事務等について
 - （3）これまでの取組状況、専門家会議の進め方等について
 - （4）各分野における現状、課題、対応方針について
- 5 傍聴等 会議は公開とします。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に該当する事項を検討する場合等、会長が必要と認めるときは、会議を非公開とする場合があります。
傍聴される方は、当日に所属・氏名・連絡先の記載をお願いします。
※お越しの際は近隣の駐車場をご利用頂くか、公共交通機関等他の交通手段でお越してください。
※当日13時45分から上記開催場所において傍聴の受付を行います。
- 6 別添資料
 - （1）熊本市電再生プロジェクトに関する専門家会議運営要綱
 - （2）熊本市電再生プロジェクトに関する専門家会議傍聴要綱
- 7 その他 取材に関するお問い合わせは下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
交通局総務課
電話：096-328-2556
総務課：太江田

熊本市電再生プロジェクトに関する専門家会議運営要綱

制定 令和 7 年 8 月 28 日交通事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市電再生プロジェクトに関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門家会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 熊本市交通事業の立て直しに係る課題及び対応方針に関すること。
- (2) 前号の審議に基づく対策案、コスト及び期間に関すること。
- (3) 前号の審議に基づく収支及び運行体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 専門家会議は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから交通事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 実務経験者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 専門家会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、専門家会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 専門家会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、会長は、災害その他の事情により会議を招集することが困難であると認めるときは、会議を招集せず、議事に関し書面その他の方法により審議す

ることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は当該者に資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開とする。

6 前項の規定にかかわらず、会長は、会議を公開することが適当でないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(事務局)

第7条 専門家会議の庶務は、交通局総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月28日から施行する。

熊本市電再生プロジェクトに関する専門家会議傍聴要綱

制定 令和 7 年 8 月 28 日交通事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市電再生プロジェクトに関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品又は看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

第4条 専門家会議の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年8月28日から施行する。

別紙様式（第2条関係）

年 月 日

傍聴券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。
※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市電再生プロジェクトに関する専門家会議】